

鳥取県告示第 18 号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 1 月 12 日

鳥取県鳥取保健所長 長 井 大

名称	所在地	辞退年月日
まつだ内科医院	鳥取市叶284—1	平成18年11月30日